

## ① 制度の概要

原油価格等の高騰に対応した賃上げに取り組む山梨県内の農漁業者等のエネルギーコスト削減を支援し、中長期的な経営体質の強化と持続的な賃上げを図ることを目的とした補助金です。事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入費用の一部を補助します。

申請には、補助対象事業所が山梨県内に所在していることが必須要件です。また、申請手続き等に係る行政書士への報酬も補助対象（10/10以内、上限10万円）となる点が特徴です。

## ② 支援内容

### □ 省エネ設備導入枠

高効率な照明設備や空調、冷凍冷蔵設備などの導入を支援します。

最大300万円

補助率: 2/3以内

### □ 再エネ設備導入枠

太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備などの導入を支援します。

最大600万円

補助率: 2/3以内

## ③ 対象となる取組（経費）

### 【省エネ設備導入枠】

- 照明設備、高効率空調、産業ヒートポンプの導入。
- 業務用給湯器・温水機器、冷凍冷蔵設備、その他SIIが認めた設備。
- 導入設備の設計費、工事費。

### 【再エネ設備導入枠】

- 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備の導入。
- 導入設備の設計費、工事費。
- 行政書士への申請代行費用（上限10万円）も対象。

## ④ 対象者

- 山梨県内に補助対象事業所が所在する農業者、畜産業者、農事組合法人、水産養殖業者。
- 農業者・水産業者の組織する団体（農業協同組合、漁業協同組合等）。
- 対象事業所は農畜水産物の生産・出荷に係る施設（第6次追加募集では農畜水産物の販売に係る施設も追加）。

## △ 補足事項

- 要件を満たしても審査があり必ずもらえるわけではありません。
- 採択後、改めて交付申請を行い事業開始となります。
- 原則、事業終了後の後払い（清算払い）です。
- 公募から採択まで数か月かかる点にご注意ください。

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 単なる設備更新ではなく、具体的な省エネ・再エネ効果を数値で示す提案を。
- 補助事業完了の期限（令和8年10月16日）から逆算した計画の策定。
- 農畜水産物の生産・出荷に係る施設での活用であることを明確化。
- 賃上げへの取り組み実績または計画を具体的かつ説得力ある内容で記述。

## ⑥ 戰略的分析

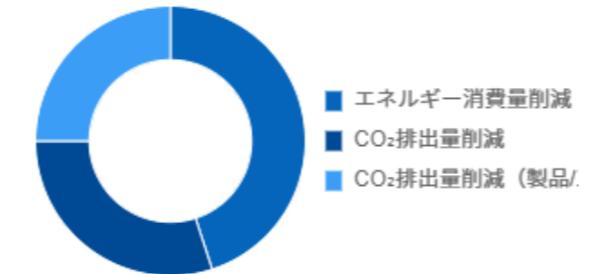
### 【農漁業経営強化】

- エネルギーコストの恒久的な削減による中長期的な経営体質の強化が目的。
- 電力消費量が多い施設（冷暖房・冷蔵設備）への導入を優先検討。
- 太陽光発電設備の導入により、自家消費率を高め経営安定化を図る。
- 省エネと再エネ設備の両方申請で最大900万円の上限活用を目指す。

### 【手続きの確実性】

- 行政書士報酬が補助対象（10/10）のため、専門家活用を強く推奨。
- 交付決定前の発注・契約行為は補助対象外となるため厳禁。
- 補助額の下限額（省エネ22.5万円、再エネ150万円など）をクリアした計画。
- 事業完了後の実績報告を期限内に確実に行うための体制整備が重要。

## ⑦ 想定される研究開発分野



採択事業における想定される研究開発分野の比率。  
特にエネルギー消費量削減に資する設備導入の割合が高い傾向。

## ⑧ 想定される活動事例と分野

活動分野	代表的な取組例
省エネ設備	集出荷貯蔵施設への高効率冷凍冷蔵設備の導入。温室・畜舎等の老朽化した照明を高効率LED照明へ交換。
再エネ設備	生産施設や集荷場屋根への太陽光発電設備と蓄電池の設置。農業用ハウスの加温を太陽熱利用設備で行うシステムの導入。

## ⑨ 専門家活用のススメ

- 行政書士：申請代行費用が補助対象のため、申請書作成・提出を依頼。
- 中小企業診断士：事業計画書のブラッシュアップ、経営戦略への組み込み。
- 設備業者：最適な省エネ・再エネ設備の選定と導入、見積書作成。

## ⑩ 提出書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書一式	<ul style="list-style-type: none"><li>□ GビズIDの取得・認証に時間要するため早期準備が必須。</li><li>□ 導入設備の性能要件を満たしているか確認。</li><li>□ 補助対象経費の下限額（省エネ22.5万円、再エネ150万円等）を超過。</li></ul>
事業実施計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>□ エネルギーコスト削減効果を具体的な数値で明記。</li><li>□ 賃上げの実施状況または計画を具体的に記載。</li><li>□ 対象施設の農畜水産物の生産・出荷への利用を明確化。</li></ul>
見積書・根拠資料	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 相見積もりを原則とし、選定理由を明確にすること。</li><li>□ 消費税及び地方消費税を含めない補助対象経費で計算。</li><li>□ 行政書士報酬は上限10万円かつ10/10で計上。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 賃上げに取り組んでいることを証明する書類。</li><li>□ 法人等の登記簿謄本、直近の決算書類など。</li><li>□ 農地所有適格法人の場合は、その要件を満たすことを示す書類。</li></ul>

## ⑪ 申請スケジュール

### ● 事前準備期間

- ・GビズIDの取得や必要書類の準備期間。
- ・専門家への相談・依頼、見積もり取得。

### ● 公募期間

2025年12月5日～2026年1月30日

- ・原則、電子申請(jGrants)。
- ・期限が短いため、計画書は早めに作成し提出を推奨。

### ● 審査期間

2月～3月頃（予定）

### ● 採択結果通知

2026年4月頃

- ・採択後、速やかに交付申請手続きを行う必要あり。

### ● 交付決定

2026年5月～事業開始

- ・事業完了・実績報告は最長で令和8年10月16日まで必須。

## ⑫ 問い合わせ

### 制度詳細

詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。  
<https://yamanashi-energy6.com/agriculture.html>

### お問い合わせ

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局  
〒400-0031 甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル4階  
電話番号：055-267-7011（受付時間：9時～17時）